

国有農地等について

- 90 「旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し」
- 91 「旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し」

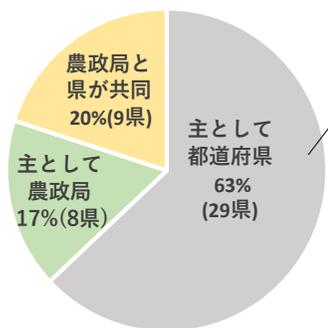
令和元年10月18日
農林水産省

I 不要地認定を受けた国有農地等の手続きに関する調査結果の概要(都道府県・農政局へのアンケート調査)

国有農地等の手続きの迅速化・効率化を図る観点から、都道府県の担当者及び地方農政局の担当者を対象として、管理状況に係る財務事務所等との調整や手続きに要した期間等について、アンケート調査を実施。主な調査結果は以下のとおり。

1. 財務事務所等と管理状況に関する確認を行う者(都道府県アンケート)

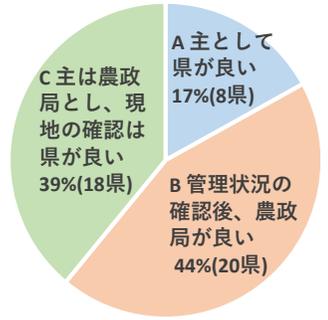
(1) 現行



県が行っている主な理由(上位順)

- ・ 主な調整内容が管理上のものであり、管理者として現状を把握しているため
- ・ 従来から行っているため
- ・ 法定受託事務(管理)の範囲であるため
- ・ 農政局からの指導があったため
- ・ 管轄財務局等へ近接しているため

(2) 今後



Aの主な理由

- ・ 管理者として現地の状況を説明できるため

Bの主な理由

- ・ 管理状況の確認後は、農政局が主に行う方が調整が円滑に進むため

Cの主な理由

- ・ 現地の管理状況の確認は県が行う方がよい
- ・ 県では対応困難な場合があり、三者で行う方がよい

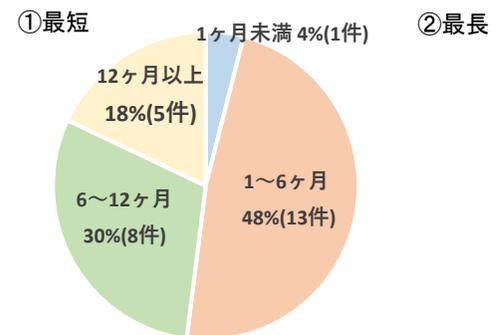
その他の都道府県アンケートの結果(理由等は、地方農政局に関するもの)

- ① 不要地認定後、財務省への引継が適当との判断を行う者は、『都道府県である』が33県判断のタイミングは、『事実ごとに農政局と調整して決めている』
- ② 境界確定等完了後、『国が引継調書の提出等を受けてくれないことがある』が12県理由は、『農政局が財務事務所等との調整までに時間を要した、事案をまとめて提出するよう求められた』

2. 手続きに要した期間(都道府県及び地方農政局へのアンケート)

(1) 都道府県と農政局の確認開始から国への引継調書の提出まで

平均期間は12ヶ月。その最短と最長の期間は次のとおり

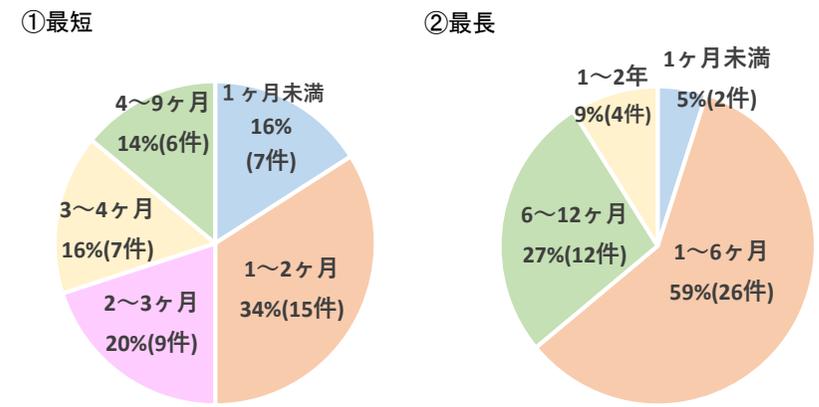


1年以上要した場合の主な理由

- ・ 境界確定や越境物の是正等に時間を要したため
- ・ 日程調整及び書類の審査に時間を要したため

(2) 国が引継調書を受領してから財務事務所への引継終了まで

平均期間は3.4ヶ月。その最短と最長の期間は次のとおり



1年以上要した場合の主な理由

- ・ 境界確定や越境物の是正に時間を要したため

Ⅱ 国から譲与された土地についての用途廃止に伴う手続きに関する調査の概要

1. 用途廃止し、返還される場合の引継事例調査

- (1) 対象：平成29年度、30年度の事案 10事案
- (2) 譲与した土地の用途：農業用道路、農業用排水路
- (3) 用途廃止後の用途：道路、河川、公園等の公共施設 5事案
工場、住宅、太陽光発電施設等 5事案
- (4) 国への返還から財務事務所への引継終了までの期間

期間	長期間（1年以上）を要した理由
・ 3ヶ月～11ヶ月 4事案 ・ 1年以上 6事案	・ 事業者による事業区域の確定や事業計画の変更に時間を要したため ・ 財務事務所等への引継ぎ手続きに時間を要したため

2. 譲与した道路等の代替施設の設置事例調査

- (1) 対象：平成29年度、30年度の事案 9事案
- (2) 譲与した土地の用途：農業用道路、農業用排水路
- (3) 用途廃止後の用途：道路、下水道等の公共施設 5事案
工場 2事案
※残りの2事案は災害復旧工事等により事後に追認したもの
- (4) 用途廃止の知事承認から代替施設の工事完了までの期間

期間	長期間（1年以上）を要した理由
・ 2ヶ月 1事案 ・ 1年以上 3事案	・ 国営・県営土地改良事業や工場整備の一部として整備されており、事業全体の工事に期間を要したため

※残りの5事案は、災害復旧工事等により事後に追認したものや付け替えによるもの。

Ⅲ 今後の対応方針

提案団体からの提案及び手続きの迅速化等の観点から行った都道府県及び地方農政局へのアンケート調査の結果を踏まえて、以下の方向で対応を検討する。

91「不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し」について（別紙参照）

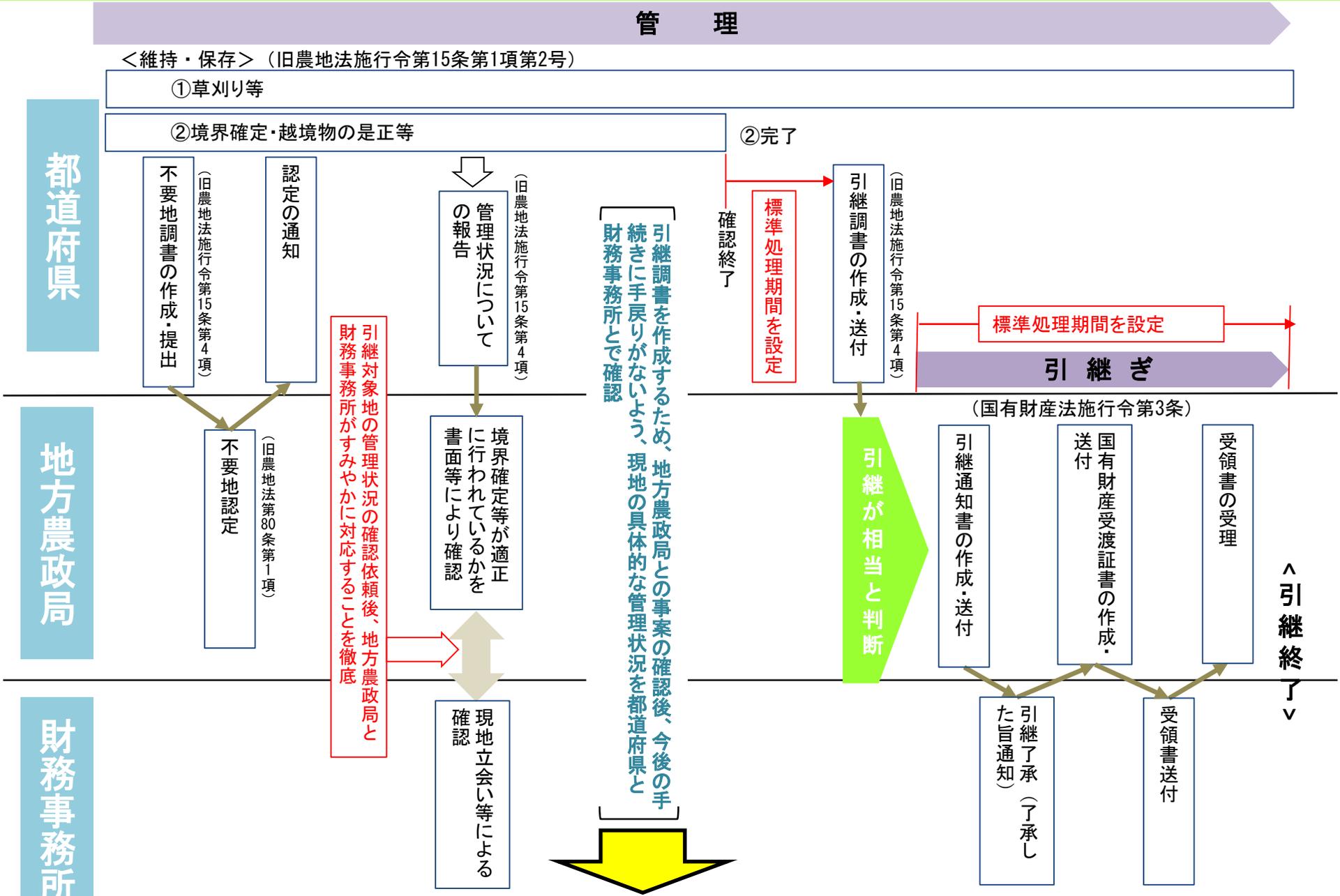
- ① 財務省とともに、引継ぎの手続きが迅速に行われるよう、必要な事務の明確化、事務処理期間の標準化等を図る。
- ② 引継調書の作成に当たっての管理状況に係る財務事務所等との調整については、
- ア 都道府県として引継に当たって確認すべき事項の確認が済んでいる事案について、都道府県と地方農政局との管理状況の確認後、地方農政局は、速やかに財務事務所等と当該事案に係る調整を開始すること
- イ アの管理状況に係る調整については、地方農政局が、主体的に財務事務所等と行うこと
- その際、管理状況に関する課題が生じた場合には、地方農政局は、財務事務所等及び都道府県と課題への対応について調整を行うこと
- なお、今回の都道府県への調査結果にあるように、都道府県が、管理主体として直接財務事務所等と現地の状況の確認等を行う方が効率的との意向を示した場合であって、地方農政局としても不都合がないと判断したときは、都道府県が行うことも可能とすること
- について、通知を発出して明確化することとする。

90「国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し」について

- ① 国への返還事案については、都道府県への調査の結果、手続に期間を要したのは財務事務所等への引継ぎに係るものであることが判明。これについては、事務が迅速に行われるよう、上記「91」の対応方針の通り、必要な事務の明確化、事務処理期間の標準化等を図る。
- ② 用途廃止する農道等の返還を不要とするための代替道路等の整備について、公共事業等の下で整備される道路等が、農業用以外でも当該地域の住民の生活上必要な道路等として公共的性格があり、農業者も利用できるものである場合は、これを代替道路等として取り扱うことを可能とする旨を通知で明確化する。

国有農地等の管理と財務省への引継の手続きの流れと運用の見直し案

18



- ・引継調査作成前の管理状況等に係る調整は、地方農政局が、都道府県と管理状況を確認した上で、主体的に、財務事務所等や都道府県と行う。
- ・今回の調査結果の回答にあるように、現地の管理状況の確認は、都道府県が管理主体として直接財務事務所等と行う方が効率的との意向を示した場合であって、地方農政局としても不都合がないと判断したときは、都道府県が行うことも可能とする。

※ 赤字が見直し案

【90 旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直しに対する二次回答】

【再点検の視点】

- 過去に市町村等に譲与された土地については、実態調査の結果、現行の手續においては、地域住民から払下げ要望があった場合や、公共事業用地となった場合においても迅速に処分が行えていない実態が明らかになった場合には、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とするなど、事務負担に配慮しつつ迅速な処分を可能とするため¹の方策を検討するべきではないか。

【農林水産省からの二次回答】

- 市町村等に譲与された土地について、用途廃止に伴う国への返還や代替道路等の設置に向けた手續の期間等の実態調査の結果、地域住民から払下げの要望があった場合や公共事業用地となった場合の国への返還から処分までの手續が長期間を要している場合は、その要因を踏まえ、迅速な手續きが行われるよう必要な事務の明確化等を図ることにより運用の改善を図る。
- また、譲与した農業用の道路等の代替道路等の設置については、譲与した道路等が公共事業用地等となった場合に必要な道路等が、農業用以外であっても当該地域の住民の生活上必要な道路等として公共的性格があると認められる場合は、代替道路等として取り扱うことができるよう取扱いを明確化する。
- なお、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とすることについては、譲与した土地は、国費で買収した国民共有の財産であり、地域の農業生産や生活に必要な公共施設であるから無償で市町村等に譲与しているものであり、それを用途廃止する場合は、国有財産として適正な方法で処分を行う必要があることから、慎重な対応が必要と考えている。

【91 旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直しに対する二次回答】

【再点検の視点】

○ 都道府県が法定受託事務として一部の管理事務を担っている国有農地等について、不要地認定が行われた後の財務省への引継ぎに係る事務等を整理し、都道府県に担わせている法的根拠を明らかにしていただきたい。

20

○ 不要地認定後の土地であって、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいるものについては、一定期間経過後は農林水産省において速やかに引き取り、財務省への引継ぎを行う運用とするための方策を検討すべきではないか。

【農林水産省からの二次回答】

○ 国有農地等の管理は、旧農地法第78条第2項に基づき農林水産大臣から都道府県知事に委任しており、都道府県が法定受託事務として行う事務としては、旧農地法施行令第15条第1項第2号に基づく維持及び保存（境界確定や越境状態の是正等及び草刈りなど）や同条第4項に基づく引継ぎ等の処分の適正を期するために必要な資料の地方農政局（農林水産大臣）への提出の事務等がある。

この提出資料の作成に当たり、都道府県は、地方農政局との引継事案の確認を経て、維持及び保存の管理主体として、その後の手続に手戻りがないよう、各県の財務事務所等と境界確定等が適正に行われているかを確認するための調整を行っている。

また、財務省への引継ぎに係る事務については、都道府県からの資料をもとに、国有財産法施行令第3条に基づき地方農政局と財務事務所等との間で行われる。

○ 不要地認定後の土地については、財務省とともに、財務省への引継ぎに係る事務が迅速に行われるよう、必要な事務の明確化や事務処理期間の標準化等を図る。

また、都道府県として境界確定等による財産の特定等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいる事案について、都道府県から地方農政局へ当該事案の管理状況の概要について提出があった際は、地方農政局は必要に応じて、各県財務事務所等及び都道府県と管理の状況に係る課題等について調整を行うなど、円滑な事務が行われるよう運用の改善を図る。

○ なお、これらにより、迅速な引継ぎのための手続が進むこと、管理については、維持及び保存に係る事務のうち、境界確定等は完了し、草刈り等の最小限の事務となることから、これを農林水産省の管理に整理替えする手続を設けることは効率的ではないと考える。

○ 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第1条による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)

(道路等の譲与)

第七十四条の二 国は、第六十一条に掲げる土地等を同条の規定により売り渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはため池(これらの工作物に附帯する工作物を含む。以下「道路等」という。)又は道路等の用地であつて農林水産大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区その他農林水産大臣の指定する者に譲与することができる。

2~4(略)

(買収した土地、立木等の管理)

第七十八条 国が第九条第一項若しくは第二項、第十四条第一項(第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十五条の三第一項若しくは第二項、第四十四条第一項、第五十六条第一項、第五十九条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により買収し、第十六条第一項の規定に基づく申出により買収し、第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定に基づく申出により買い取り、第五十五条第三項(第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)若しくは第五十八条第一項の規定に基づく請求により買収し、又は第七十四条の二第一項の条件に基づき返還を受けた土地、立木、工作物及び権利、公有水面埋立法により農林水産大臣が造成した埋立地並びに国有財産である土地、立木、工作物及び権利であつて、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、所管換又は所属替を受けたものは、農林水産大臣が管理する。

2 前項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(売払)

第八十条 農林水産大臣は、第七十八条第一項の規定により管理する土地、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところにより、自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその所管換若しくは所属替をすることができる。

○ 農地法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第285号)第1条による改正前の農地法施行令(昭和27年政令第285号)

(買収した土地等の管理)

第十五条 法第七十八条第一項の農林水産大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、同条第二項の規定により都道府県知事が行うこととする。

- 一 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利(農林水産大臣が法第八十条第一項の規定による売払い、所管換若しくは所属替をするため、又はその他の事由により自ら管理することを相当と認めてその旨を都道府県知事に通知したものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を次条に定める手続に従い貸し付けること。
- 二 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利の維持及び保存を行うこと。
- 三 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利についての国有財産台帳及び貸付簿を備え、これを保存し、及び整理すること。

2～3 (略)

4 農林水産大臣は、法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利の管理及び処分の適正を期するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの財産について、その状況に関する資料又は報告を求めることができる。

(売り払うべき土地等の認定)

第十六条 農林水産大臣は、次に掲げる土地等につき法第八十条第一項の認定をすることができる。

一～三 (略)

- 四 公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供されることが確実な土地等
- 五 法第四条第一項第五号に規定する市街化区域内にある土地等又は市街地の区域内若しくは市街地化の傾向が著しい区域内にあるその他の土地等
- 六 洪水、地すべり、鉦害その他の災害により農地若しくは採草放牧地又はこれらの農業上の利用のため必要な土地等として利用することが著しく困難又は不相当となつた土地等
- 七 その他自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地等

2 農林水産大臣は、前項第七号に掲げる土地等につき法第八十条第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見をきかなければならない。

○ 【附則】(抄)農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)

(未墾地等の買収、売渡し等に関する経過措置)

第六条 (略)

2～5 (略)

6 この法律の施行の際現に旧農地法第六十一条各号に該当している土地等(第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二条の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。)の譲与については、なお従前の例による。

(買収した土地等の管理及び売払いに関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧農地法第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地等(附則第三条の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に買収した土地等及び附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二条の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。)の管理については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例により管理する土地等については、附則第五条の規定によりなお従前の例により売り渡す場合又は第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農地法第八十条の規定により売り払い、若しくはその所管換若しくは所属替をする場合を除き、新農地法第四十六条の規定の例により売り払うものとする。

3 (略)

4 第一項の規定によりなお従前の例により管理する土地等の売払い並びに所管換及び所属替並びに公共用又は公用への転用については、旧農地法第八十条の規定及び附則第二十条の規定により廃止された国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、旧農地法第八十条第一項中「第七十八条第一項の規定により」とあるのは「農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第八条第一項の規定によりなお従前の例により」と、「自作農の創設又は土地」とあるのは「土地」と、同条第二項中「もの」とあるのは「もの(農地法等の一部を改正する法律附則第三条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の第九条又は第十四条の規定により買収したものを含む。)」とする。

5 (略)

○ 農地法関係事務に係る処理基準について(H12.6.1 12構改B第404号 農林水産事務次官通知)

別紙2 農地法等の一部を改正する法律附則に係る処理基準

第5 改正法附則第6条第6項関係

都道府県知事は、旧法第74条の2第3項の規定により、譲与の相手方に譲与通知書を交付するに当たっては、同条第1項に規定する条件によるほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 譲与された道路等の用途を廃止しようとする場合には、あらかじめその旨を都道府県知事に通知すること。
- (2) 譲与された道路等の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を第三者に移転又は設定しないこと。

○ 農地法関係事務処理要領の制定について

(H21.12.11 21経営第4608号 21農振第1599号 農林水産省経営局長、農村振興局長通知)

別紙2 農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領

第4 開拓財産の譲与関係

4 譲与後の措置

(3) 用途廃止に伴う返還措置

ア 都道府県知事は、(1)による通知又は(2)による実地調査若しくは報告等の結果、その管理等に関し必要な指示をしても、道路等の譲与を受けた者がなおその道路等をその用途に供しない場合には返還を求める。

なお、譲与を受けた道路等に替わるべき道路等が設置されることに伴いその譲与を受けた道路等の用途が廃止される場合で、あらかじめその用途を廃止することにつき都道府県知事の承認を受けているときは、その承認に係る道路等の返還を求めないことができる。この場合、返還をしないこととした道路等について、その道路等に仮登記がなされている場合には、仮登記の抹消手続をする。

○ 国有財産法(昭和23年法律第73号)

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六条 普通財産は、財務大臣が、これを管理し、又は処分しなければならない。

(国有財産の引継)

第八条 行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合には、各省各庁の長は、財務大臣に引き継がなければならない。ただし、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを相当としないものとして政令で定めるものについては、この限りではない。

2 (略)